

## 神戸市知的財産権出願支援補助金 交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市内に本社を有する中小企業者が、自社の技術力及び競争力の強化を図ることを目的として取得する知的財産権に関し、その出願に要する費用の一部を補助するため、交付する補助金について必要な事項を定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 中小企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。

(2) みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業をいう。

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の2/3以上を複数の大企業が所有している中小企業
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている中小企業
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業が所有している中小企業
- ⑤ 上記①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねているものが役員総数の全てを占めている中小企業

(3) 本社

商業・法人登記簿謄本において本店として登記されている事務所をいう。

(4) 知的財産

知的財産基本法（平成14年法律122号）第2条で定義されたものをいう。

### (補助対象者)

第3条 本補助金の補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 神戸市内に本社又は主たる事業所を置く中小企業及び個人事業主
- (2) 知的財産権に係る出願人であること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) みなし大企業
- (2) 過去、本補助金の受給をしたことがある企業
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者
- (4) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員
- (5) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条に規定する暴力団等と密接な関係を有する者
- (6) 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）に定める市税に滞納又は未申告がある者
- (7) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- (8) 同一の申請内容で、国、他の地方公共団体の補助金制度の交付を受けている者又は利用しようとしている者

## 交付要綱

- (9) その他、公益財団法人こうべ産業・就労支援財団が補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると理事長が認める者

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象（以下、「補助支援対象」という。）は、以下の通りとする。

- (1) 知的財産権（特許権に限る）出願（国内出願に限る）

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象者が出願した、知的財産権を取得するために要する次の経費（以下、「補助対象経費」という。）とする。

補助対象事業	項目	摘要
知的財産権の取得 ※国内出願のみ	出願料	特許
	委託料	知的財産権の出願、取得並びにこれらに係る弁理士に支払う委託料

- 2 すでに特許庁に出願済みであること。
- 3 同一補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内で1回に限る。また、同一の対象物に係る補助金の交付は申請年度にかかわらず一回に限る。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費は補助対象経費から除外する。
- (1) 補助対象期間外に支出された経費
- (2) 支払先が、補助対象者及び補助対象団体の役員又は役員の属する企業等であるもの
- (3) 消費税及び地方消費税相当額
- (4) 知的財産権関係の事業者に対する顧問料
- (5) 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払区別が難しいもの
- (6) 出願審査請求料、特許料、意見書・補正書の提出に係る経費、PCT国際出願に要する経費
- (7) その他公序良俗に反する等、理事長が適当でないと認める事業
- (8) 同一の知的財産権の取得に係る経費を対象として、国、その他団体から同種の補助を受けている場合

### (補助率及び補助限度額)

第6条 前条の補助率及び補助上限額は以下の表のとおりとする。

出願項目	補助上限額	補助率
特許	15万円	1/2

- 2 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

### (交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類又はその写しを添えて申請するものとする。

- (1) 神戸市知的財産権出願支援補助金交付申請書（様式第1号）

## 交付要綱

- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 前項に掲げるもののほか、本補助金の公募要領で別に定める書類  
（以下「添付書類」という。）

### （交付決定及び交付請求）

第8条 理事長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る内容を審査し、補助金交付及び不交付を決定のうえ交付（不交付）決定通知書（様式3号）により補助対象者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により、当該補助金の交付を決定した場合にあっては、理事長はその額についても併せて決定するものとする。
- 3 理事長は、第1項の審査において、専門家の意見を聞くことができる。
- 4 交付決定を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書（様式4号）を理事長に提出するものとする。
- 5 理事長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

### （補助金の請求及び交付）

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付確定者」という。）は、補助金交付請求書（様式第4号）を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、交付確定者から前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

### （交付決定の取消し）

第10条 理事長は、交付確定者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたときは、補助金返還通知書（様式第5号）により取消し、既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

### （補助金の返還）

第11条 理事長は、交付決定から5年以内に、補助金交付を受けた補助対象事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付を決定の全部または一部を取り消すとともに、当該取消部分にかかる補助金の返還を命ずることができる。

### （帳簿等の備え付け）

第12条 交付確定者は、当該補助金に係る経理について収支の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収支についての証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

### （その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

（施行期日）

## 交付要綱

この要綱は、令和5年10月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。